

(第一類 第八号)

第二十六回国会
衆議院

農林水產委員會議錄第二十九號

昭和三十二年四月十七日(水曜日)

午後二時四十九分開講

委員長 小枝 一雄君

理事吉川 久衛君 理事笛山茂太郎君

東華田口長治貢君
西華芳賀貢君

五十嵐吉藏君
石坂繁君

大野市郎君 木村文男君

水山忠則集

本名 武君 村松 久義君

附錄五郎君

井谷正吉君
石田宥全君

川侯 溝音君 中村 英男君

皇帝致府丞頃

林野庁長官
石谷憲野君

眞外の出版者

林野廳林家治清一君

農林技官(林)

計画課長

專門見

十一

高石山權作君及び川俣清音君辭任

一〇二 その補矢として井谷正吉君

卷之三

本日の会議に付した案件

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めるの件について外務委員会に連合審査会申入れに關する件
森林法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇六号）（參議院送付）

小枝委員長 これより會議を開き
森林法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。芳賀貢君。

芳賀委員 林野庁長官にお尋ねします。
今回のこの森林法の改正であります。林野庁長官にお尋ねいたしましたが、見方によつては改悪とも考えられる節が幾多あるのですが、なぜこういうような改正をしなければならぬかといふ点に対し、まずお尋ねいたします。特に今までの森林法の考え方には、森林計画に基いて幼齢林の伐採をある程度制限するということが一つの理由でございますが、今回の場合は広葉樹の幼齢林伐採の制限と具体的に御説明願いたい。

石谷政府委員 昭和二十六年の第十四回国会におきまして森林法の大改正をいたしまして、現行の法律が制定されたが、こういう点に対する当局の考え方を具体的に御説明願いたい。

私は、針葉樹と広葉樹とに分けてござりますが、その中におきましては針葉樹、広葉樹ともにある一定年齢以下のものにつきましては、それが伐採について許可制度をとるという

さいますが、たまたま昭和三十一年は五ヵ年計画による編成を一巡し得た最終年度でございまして、この機会に過去五ヵ年間にわたります計画に基く伐採する、こういう仕組みをとつてきましたが、見方によつては改悪とも考えられる節が幾多あるのですが、なぜこういった改正をしなければならぬかといふ点に対し、まずお尋ねいたします。そこでこの資料の中にも差し上げます。そこでこの資料の中にも差し上げますと、針葉樹につきましては、依然として幼齢林に対する伐採強制の客觀情勢が非常に強いにもかかわらず、広葉樹につきましては、やはります。針葉樹につきましては、強制の客觀情勢が非常に強いにもかかわらず、広葉樹につきましては、やはります。针葉樹の伐採の許容限度に対しまして許可の申請数量というものが非常に内輪である。大ざっぱの数字で申しますが、大体伐採の許容限度に対しまして許可の申請数量というものが非常なうちに輪である。大ざっぱの数字で申上げますと、針葉樹の場合におきましては、全体の許容限度に対しまして許可の申請数量はおおむね七〇%以上という状況でありますにもかかわりませず、広葉樹に対しましては大体四〇%程度ということでござりまするし、また全国二千九十六の森林区においてもかかわりませず、広葉樹に対しましては大体四〇%程度を超過いたしまして伐採許可の申請のありました森林区の比率というものは、広葉樹用材林の場合におきましては、各森林区ごとの許容限度を見ましても、各森林区ごとに

ましてはわずか六%，こういうような状況も実ははつきりわかつて参ったわけでございます。許可制度をとりますとかなり煩瑣な手続を必要とするわけであります。しかも用材林、薪炭林の場合におきましては大体年間十五万件ずつあるわけであります。このほかにある一定年度内に大別いたしますと、許可の申請数量は大体年間十五万件ずつあるわけであります。このほかにある一定年度内に上に達しますと、これがいすれも届出の制度をとる対象の森林になわけであります。届出によつて伐採しておりますが、届出件数もおおむね四十万件をこえるというような状況でございますが、届出によって伐採しておりますので、むしろ重点の低いものに対する伐採を適切にはかつて參りたい、こうしますところの許可制度からはずして參ります。そして一方重点のますます高まつております針葉樹の伐採制限の制度の運用を適切にはかつて參りたい、こういうことが実は趣旨でございます。今申し上げましたのは、過去五カ年間にわたりまして実施した結果にかんがみてのことと申しあげたわけでございまが、一方におきまして広葉樹のおきましては、御承知のように近年用材といたしましての広葉樹の利用というものが次第に進んでおりますけれども、その進み方の伸びは非常に緩慢なものであります。一方薪炭材の消費が行なわれおりましたのに対して近年は八千石を下回るというような状況で、し

かも目下横ばいの状況でござりますので、大消費都市等における薪炭消費の今後の趨勢から判断いたしますと、これは漸減をするということに相なります。従いまして薪炭材として伐採されますところの広葉樹の伐採量は、大体現在程度のもので横ばいをするというふうに考うべきであります。従つてこのいわゆる消費傾向からいたします需要の増大に対応する伐採促進といつたるようなことにつきましては、さしたる心配はないと考えまして、伐採の許可制度の対象からはずしまして届出制度の方に移行せしめ、そこで浮いて参ると申しますか、出て参りまする事務余力を用いまして、いやが上にも重要性を増して参ります針葉樹に対する伐採制限制度の運用の完璧を期して参りたい。従いまして從来二月、六月の二回しか許可の受付をいたさなかつるものを、年間三月、六月、九月、十二月の四回に届出をいたしましてこの制度運用の完璧を期して参りたいと考えてこの提案をしたわけであります。

○芳賀委員 ただいまの説明によりますと、今後の針葉樹と広葉樹に対する森林行政の方針としては、広葉樹を漸減して針葉樹がそれに入れかわっていくという考え方の上に立つという意向なんでしょうか。

○石谷政府委員 将來の木材の需給趨勢から判断すると、かなり急激に増大が予想されるということになるわけですがあります、これに対しまして可能な限り木材供給力の国内需給度を引き上

げて参考ういたしますと、天然生林を伐採いたしましたあとには、針葉樹の用材林をもって仕立てがえをして参る必要があるよう思ひます。従いましてそのような要請からいります。天然生の広葉樹林はある段階では次第に減りまして、人工植栽による針葉樹林にとってかわるといふことが言ひ得ると思います。

○若賀委員 その場合に一つの考え方としては、国内における需要の増大が結局適齢期に達しない幼齢林を、広葉樹に限っては伐採せざるを得ないといかがですか。

○石谷政府委員 決してそのような意図をもって始めたわけではないのでございまして、全体として非常に逼迫していることのために、なかんずく針葉樹の資源が非常に減つて参りますが、針葉樹の毎年の伐採が漸減しているということのために広葉樹の資源に対する利用が促進をされているという事実はござります。しかしながらその肩がわりたるや非常に緩慢なものであります。このことのために広葉樹の資源に対する伐採が漸減していると、この改正を行なつたことによつて、広葉樹用材の価格等に対する影響は不可避なものだと考えます。こういふ改正を行なつたことによって価格面に対する影響はやはり出てくるのではないかであります。

○石谷政府委員 その問題についておらぬといふに見られるわけですが、先ほども御説明申し上

げましたように、全国二千以上の森林

区という、いわゆる現実の伐採許可の制度の運用をいたしております単位に

ついでございますが、用材林の場合におきましては、広葉樹について一

七%，薪炭林の場合におきましてはわざかに六%というよう、いわば一方

において八三%，一方において九四%の森林区は、こういった制度がありまし

ても、いわゆる許容し得る限度を越えま

して伐採の許可申請があつたという現

実にはないわけでありますから、そういう意味ではほとんど影響がないとい

ふうに判断をいたしましても差しつか

えがないと考へておるわけであります。

○若賀委員 この問題は結局広葉樹に

対しても、たとえば伐調資金制度なん

かがあつて、これは特に災害のときな

どにも出てくる問題ですが、やはり災

害等によって農家の経済がアンバランス

になるような場合においては、当然

所有山林の立木を切つてやるといふこ

とになるのですが、今まで一つの制限

規定というものがあつて、資金融通等

の裏づけも持つてやつてきたのですが、

今度これはもう切つてもかまわない

のだということになると、山林業者の

経済的な事情によつて、まだ切るべき

ことに相なりましたので、三十二年

度からは、いわゆる林種の転換とか樹

種林相の改良といったようなことを取

り上げまして、先ほど申しましたわ

ゆる広葉樹天然生林を切りました跡地

には、針葉樹の造林地化をはかつてい

く。このことのためにはどうしても伐

採前の許可等が、普通の再造林の場合

とかそういう好ましい林相に転換され

ていいということにはならぬと思いま

す。余儀なく伐採した跡地は、場合に

よつては放置されるという事態も出で

が、その点はいかがですか。

○石谷政府委員 ただいま伐調資金の問題がございましたが、大体近年十八億三、四千万円という程度でございま

すが、そのうちの一%程度のものが、いわゆる広葉樹薪炭林の許可になります。従いまして残りの九九%とい

したものに対する融資でございま

した。しかし六%というよう、いわば一方

において八三%，一方において九四%の森林区は、こういった制度がありまし

ても、いわゆる許容し得る限度を越えま

して伐採の許可申請があつたという現

実にはないわけでありますから、そういう意味ではほとんど影響がないとい

ふうに判断をいたしましても差しつか

えがないと考へておるわけであります。

○若賀委員 それから広葉樹を伐採いたしました

跡は、用材林、薪炭林とともに、私どもが考えますように針葉樹の用材林になかなかなつていかぬではないか

といふよう問題がいろいろあるわけ

でございますが、これに対しましては、私は、私どもといたしましては昭和三十一年度、昨年度をもちまして終戦直後

に累積いたしておりました百十五万

町歩の、いわゆる造林未済地といふもの造林が一応完了いたしたといふ

ことになりましたので、まだ切るべき

ことに相なりましたので、三十二年

度からは、いわゆる林種の転換とか樹

種林相の改良といったようなことを取

り上げまして、先ほど申しましたわ

ゆる広葉樹天然生林を切りました跡地

には、針葉樹の造林地化をはかつてい

く。このことのためにはどうしても伐

採前の許可等が、普通の再造林の場合

とかそういう好ましい林相に転換され

ていいということにはならぬと思いま

す。余儀なく伐採した跡地は、場合に

よつては放置されるという事態も出で

ていいであります。

○石谷政府委員 その問題についておらぬといふに見られるわけですが、昭和三十五年度の末におきまして

は、民有造林地現在四百六十万町歩のものを、六百万町歩の規模にまで拡大して参りたい、かような考え方で実はいたしました。

請が非常に大きい。そういうことからいたしましたと、針葉樹の伐採に対する伐採制限制度というものの運営をできるだけ適切化することによりまして、これを中心にこの制度の運用をはかつて参りたい。そのためには、比較的の必要性の薄くなっている広葉樹については取りはずしまして、そうして回転率を早めることによって回転率等を考えた場合においても、やはり広葉樹の樹種の改善等によって、広葉樹の林相を十分仕立てて、そうして回転率を早めることによって回転率等を考えた場合においても、やはり広葉樹を中心にした、そういう植物の伐採抑制の肩がわりとしての融資といふようにお考へいただきまして、けつこうではないか、かのように考へておるわけであります。

○芳賀委員 それから広葉樹を伐採いたしました

跡は、用材林、薪炭林とともに、私どもが考えますように針葉樹の用材林になかなかなつていかぬではないか

といふよう問題がいろいろあるわけ

でございますが、これに対しましては、私は、私どもといたしましては昭和三十一年度、昨年度をもちまして終戦直後

に累積いたしておりました百十五万

町歩の、いわゆる造林未済地といふもの造林が一応完了いたしたといふ

ことになりましたので、まだ切るべき

ことに相なりましたので、三十二年

度からは、いわゆる林種の転換とか樹

種林相の改良といったようなことを取

り上げまして、先ほど申しましたわ

ゆる広葉樹天然生林を切りました跡地

には、針葉樹の造林地化をはかつてい

く。このことのためにはどうしても伐

採前の許可等が、普通の再造林の場合

とかそういう好ましい林相に転換され

ていいということにはならぬと思いま

す。余儀なく伐採した跡地は、場合に

よつては放置されるという事態も出で

ていいであります。

○石谷政府委員 むしろ私どもといたしましては、やはり針葉樹、広葉樹と

比べました場合に、針葉樹につきまし

ては、補助単価等についてもこの引

度からは、いわゆる林種の転換とか樹

種林相の改良といったようなことを取

り上げまして、先ほど申しましたわ

ゆる広葉樹天然生林を切りました跡地

には、針葉樹の造林地化をはかつてい

く。このことのためにはどうしても伐

採前の許可等が、普通の再造林の場合

とかそういう好ましい林相に転換され

ていいということにはならぬと思いま

す。余儀なく伐採した跡地は、場合に

よつては放置されるという事態も出で

ますと、依然として針葉樹に対する要請が非常に大きい。そういうことからいたしましたと、針葉樹の伐採に対する

伐採制限制度というものの運営をできるだけ適切化することによりまして、これを中心にこの制度の運用をはかつて参りたい。そのためには、比較的の必要性の薄くなっている広葉樹については取りはずしまして、そうして回転率を早めることによって回転率等を考えた場合においても、やはり広葉樹を中心にした、そういう植物の伐採抑制の肩がわりとしての融資といふようにお考へいただきまして、けつこうではないか、かのように考へておるわけであります。

○芳賀委員 それから広葉樹を伐採いたしました

跡は、用材林、薪炭林とともに、私どもが考えますように針葉樹の用材林になかなかなつていかぬではないか

といふよう問題がいろいろあるわけ

でございますが、これに対しましては、私は、私どもといたしましては昭和三十一年度、昨年度をもちまして終戦直後

に累積いたしておりました百十五万

町歩の、いわゆる造林未済地といふもの造林が一応完了いたしたといふ

ことになりましたので、まだ切るべき

ことに相なりましたので、三十二年

度からは、いわゆる林種の転換とか樹

種林相の改良といったようなことを取

り上げまして、先ほど申しましたわ

ゆる広葉樹天然生林を切りました跡地

には、針葉樹の造林地化をはかつてい

く。このことのためにはどうしても伐

採前の許可等が、普通の再造林の場合

とかそういう好ましい林相に転換され

ていいということにはならぬと思いま

す。余儀なく伐採した跡地は、場合に

よつては放置されるという事態も出で

ていいであります。

○石谷政府委員 次に、いわゆる広葉樹の

場合は、現在森林計画の制度の実

施に伴う森林組合の協力関係、いわゆる森林区実施計画の実行確保についての協力関係でございます。これらの点につきましては、従来と何も変りがございません。

○芳賀委員 次に、いわゆる広葉樹の

場合でも、これはペルブ原料になつて

いる面も相当あると思う。ですから、

今度適齢伐期の制限をはずすといふことになれば、これはペルブ資源として

非常に伐採の速度を早めるといつよう

な事態が起きてくると思うのですが、いかがですか。しかもそれが、価格が非常にたかれるという傾向の中において過伐されていくことにならぬでしょうか。

○石谷政府委員 一応広葉樹という場合におきましては、いわゆる薪炭林と

して農家周辺の地域に相当広く存在している森林と、それから広葉樹用材林

というものは、いずれも各奥地にのみ

残っているものと、こういうようなふうに大きく分けられるわけでござりますが、奥地にありますいわゆる広葉樹用材林というようなものにつきましては、この制限を撤廃することによりまして、急激に伐採が伸びて参るということにはある程度相なるものだといふことは、私ども予期をいたしてゐるわけでございますが、そういうことによる新しい伐採跡地につきましては、条件のいいところは、いずれも針葉樹に相なるので、針葉樹の造林地化を促進する意味からいいますと、私ども必ずしも広葉樹の伐採制限を取り除く意味を過小評価してはいない、かように考えております。

勢を作り上げまして、この制度の運用がそういうことからくずれて参るということは防がなければならない。そこで広葉樹に対しまする伐採許可の制度をはずましたその余力をもって從来の二回を四回にいたしまして、実情に合うように取り計らつて参る、こういうことにいたしたい、かようを考えておるわけであります。

○芳賀委員 立木の伐採の場合、單に伐採だけということじゃないのですね。しかも計画的に伐採をしていくということは、すなわち伐採跡地に対しでは植栽をしていく、その事業が付隨していくかなければならぬのです。植樹する場合には春とか秋とかいう季節しかないですね。だからそういう意味において今日まで伐採の許可というものを年二回に置いているという意味も、一方においては植伐がちょうど適宜な計画の線に沿つて行われるというねらいも一つはあるのじやないかといふうに考えられるのです。やはり伐採することと同時に、それ以上に伐採跡地に対しても植栽をするとか樹種の更新とか改善をやっていくという意欲が働いていかなければ、森林行政というものはだんだん後退するのではないかといふうに考えられるので、単に伐採する業者の便宜をはかるということだけで、伐採跡地に植樹するということをとかく軽視するような傾向の許可方式というものは好ましくないといふうに考えられるのですが、その点はいかがですか。

ます。従いましてただいまの二月、六月の二回ぐらい、ちょうど造林の時期に当るというお話をございますが、伐採と造林の関係は、その年内には実施いたしませんので必ずしも直接的には関係はないわけであります。それから現行制度のもとにおきましては、もちろん国有林につきましては計画的な植伐をいたしております。公有林につきましても可能な限り計画的な植伐の実施をはかつて参りたいというので、実は公有林の經營計画というものも今回の法律改正で取り上げておるわけであります。一般森林につきましては、個別の所有者が自分の判断をいたしましたの計画性というものは確かにある程度はあり得ておる、かように考えておるわけですが、こういつた計画に従ってこういうようないわくに伐採が進められ、その跡地の造林はこういうふうにやらなければならぬという規制はないわけであります。いずれも指導をもつてそれらのことに当つて参るというところでございますので、私どもいたしましては、森林区ごとの伐採は許容し得る限度内の伐採でありますと、その許可の申請に対しましての状況によつて判断をして参るということしか規制の手段はない、かように考えておるわけでございます。

れるものとすれば、森林法が無視される形になると思うのです。この点どうお考えですか。

○石谷政府委員 これは現在の森林計画の制度の建前にについての問題でござりますが、ただいま御質問のありますある一定の樹齢がきめられておると樹種別にきめられておるわけございまして、どことこ県のどこの流域については杉は三十五年とか、あるいはどここの流域については赤松は三十年とか、こういうきめ方がされておるわけであります。そこでこの樹齢に達しますまでの樹木を伐採しようといったしまする場合には許可制度にかかるておるわけであります。この樹齢に達しまして以降の伐採は六十日前の届出で事柄が済む、こういうよう運用しておるわけでございます。従いましてこれらの伐採許可の対象になりますものを伐採しようといたします場合に、たまたまこの伐採許可の申請が行われるわけございますが、これは森林区といふ全国を二千九十六の単位に分けました單位ごとに、その年々に伐採を許し得る限度の数量が森林区実施計画という計画で毎年きめられるよう相なつております。従いましてその計画の中で示されております伐採の許容限度に満つまるまでの間のものにつきましては、その樹齢に達しない幼壯齡樹でありますても許ができるということになつておりますので、許可手続をいたしまして行われておる伐採では、これはあくまでも正当な伐採だ、こういうことに相なるうかと思うのであります。

わんばかりに伐採をしているところがある。こういう場合に罰則の適用がある。いったつて、適用の衝に当る人たちがそれを適用してないのですよ。この場合はどうする。

○石谷政府委員 これは明らかに森林法の違反でありますから、罰則を適用して罰するという以外には処置のしようがないと思つております。

○山田委員 今度の町村合併の場合でも、私の知つている範囲だけでも何ヵ所もある。おそらく全国では相当な範囲に及んでいると考えておるので、そういう場合林野庁としてはどういう罰則を適用しているか、そういう例があるかどうか。

○石谷政府委員 私どももいたしましては、ある一定の年令までに達しておらないものは全然これは切ってはならないという扱いは実はいたしておらぬわけで、一応届出ということにいたしまして、市町村の財産区の場合におきましても、一般の私有林と同じような扱いをいたしておりますので、ただいま御指摘のようなことが全国的にありますとは考えておらぬわけでありますが、十分に調査をしてみたい、かようになります。

○山田委員 私の言うのは、そういう处罚した例があるかどうかということです。そういう例がおそらくないんじゃないんだといふ意味で、口では言わないけれども、やっているものと思われる。全国でそういう处罚をした例があるかないか。

○石谷政府委員 具体的に何年に何件あったということは判明しておりませ

んけれども、事実処罰をした例はございません。
○山田委員 それを一つ内容を明らかにしてくれませんか、どういう例があつたか……。
○石谷政府委員 いづれ資料をもちまして明らかにいたしたいと思います。
○若賀委員 次に改正の第三点であります、地方公共団体が所有する森林区に対しても、森林区実施計画から一般的に切り離して扱うというようなことが改正点に載つておるわけですね。これはどういう考え方ですか。
○石谷政府委員 これは現在の森林区施業計画という計画の内容からちょっと御説明申し上げなければならぬと思いますが、要するに、先ほど申し上げましたようにある一定の年令に達するまでのものについては、森林区、これは全国二千九十六ございますから、一森林区の平均の民有面積は七千五百町歩、大きいもので三万町歩、小さいもので三千町歩くらいで、民有林を包括している地域でございまして、この地域ごとに伐採の許容限度というのをきめておるわけでございます。それについては個々の森林所有者に対しても、どういう計画的な伐採をする、その数量の限度はこうだというきめ方は実はしておらない。全体としてそれだけの数量をきめまして、そうしてそれが伐採せんとする者が伐採許可を申請いたします。森林法では、許可いたします場合に、許可の優先順位をきめております。たとえば間伐は主伐に優先するとか、年令の古いものは年令の若いものに優先する、それから同じ年の場合には径級の太いものが細いものに優先する。許可をする場合、こ

さういう優先順位をきめて処理しておながくあります。そこで所有にかかわらず事柄を扱つておる、こういうやり方を現行の森林法はやっておるわけであります。その場合においては公有林も一般の私有林と同じ扱いをしておるわけであります。が、一面において公有林というものは、一般的の私有林とはその持つてゐる意味が違うという具体的な認識に基きまして、できるだけ自主性のある扱いを計画的にやっていくような余地と方法を研究する必要があるのではないか、こう考えたわけであります。あくまでこの公有林に編成してもらおうと思つておりますが、この公有林に編成してもらおうと思つておられる経営計画というものの実施期間と森林区施業計画、実施計画の五年と合せて、そうしてこの計画の中ににおいては植伐の場所的なことまで具体的に取りきめて参りたい、こういうことに相なるわけでござりますが、そういうことになりますと、それに基いて五年間のいわゆる伐採の許容限度というものが出てくるわけであります。これはやはり一般の森林区の中にある公有林とともに含まれておる一般私有林の許容限度の中のものでございますが、一応ワクとしては区分して、公有林分として与える、こういう考え方で立つておるのであります。

うようなことが改正の主点ではないか。もつと公有林の方をりっぱにやらなければならぬということで許容限度を別にして、それが範囲的な經營が行わるようになりますというねらいならわかるんです。この改正のねらいはそういうでないんでしょうか。公有林はさうに一段レベルを落してやれるということが改正点ではないですか。

○石谷政府委員 これはやはり目標と公有林の現在置かれている実態との間の問題が同時にここに出てくると思うわけですが、当然公有林というものは地方の公共の福祉のために經營されなければならない。少くとも市町村の基本財産として帰納するというような特別の役割が与えられております。従つて一般私有林とはその森林の持つ社会経済的な意味が違う、こういうことに相なるわけでござります。ところが現状は一般の民有林に比べて荒廃しております。私どもとしては一般民有林と現在の国有林のいわば中間的な存在のようなものとして、毎年の植伐計画というものを基幹計画として、国あるいは都道府県がこれを作り上げるということについては非常に無理があるというふうに考えておるにかかりませず、公有林に対しましては五年計画で切るべき場所、その後に造林すべき場所、樹種、方法というふうなものまで具体的に規定する、こういうことを実は經營計画として取り上げているわけでございます。その範囲のものとしてお考えいただきますならば、今までの一般民有林として扱つて参りました計画制度の中におけるものよりも、公有林については計画内容はよほど具体的に相なつて参るわけであります、従つて

これはやはり国有林の經營計画のようなものに多少近づくという方向でござります。といながら別ワクの許容限度の範囲内においては毎年々々の許可ではありません。要するに許可制度の対象から除くわけでござりますから、極端なことを申しますと、五年分の許容限度を一年に切るというだけの余地、裁量というもののまでも与えられておる。こういうことではむしろ引き下げになるではないか、現在のものよりも程度を落すことになるのじやないか、ということであります。これは公有林というものが持つてあるそれぞれの意義に基いて市町村当局の自主的な判断によつて善処すべき段階ではないか。従つて一べんに切ればあと四年は全然切れないということでござります。そこで五年分というワクではきつと押えられておるわけでござります。それ以外に出るということには相ならぬと考えております。

○芳賀委員 公有林に対する政府の行

政的な態度は非常に緩慢過ぎる点もあると思う。たとえば国有林と民有林、公有林の単位当りの蓄積あるいは生長量等を比較しても、公有林が一番下の水準に置かれておる。特にまた国有林野の整備法とか町村合併に伴う国有林野の払い下げ等の措置を講じても、とにかくそれがほとんど地方公共団体の財政窮屈を埋めるために無計画に伐採されるということを黙認しておるような形に現在なつております。ですからそ

ういうことであれば、單に地方財政の困窮を国有林の払い下げによってカバーするというようなことで、国有林を払い下げるということはやはり問題

になると思う。そういうことであればや

責任ある措置が必要であつて、そのために国有林を払い下げて適当にやつておる。こういうことは避けなければなりません。要するに許可制度の対象から除くわけでござりますから、極端なことを申しますと、五年分の許容限度を一年に切るというだけの余地、裁量というもののまでも与えられておる。こういうことではむしろ引き下げになるではないか、現在のものよりも程度を落すことになるのじやないか、ということであります。これは公有林というものが持つてあるそれぞれの意義に基いて市町村当局の自主的な判断によつて善処すべき段階ではないか。従つて一べんに切ればあと四年は全然切れないということでござります。そこで五年分というワクではきつと押えられておるわけでござります。それ以外に出るということには相ならぬと考えております。

○芳賀委員 公有林に対する政府の行

政的な態度は非常に緩慢過ぎる点もあると思う。たとえば国有林と民有林、公有林の単位当りの蓄積あるいは生長量等を比較しても、公有林が一番下の水

準に置かれておる。特にまた国有林野の整備法とか町村合併に伴う国有林野の払い下げ等の措置を講じても、とにかくそれがほとんど地方公共団体の財

政窮屈を埋めるために無計画に伐採されるということを黙認しておるような形に現在なつております。ですからそ

ういうことであれば、單に地方財政の困窮を国有林の払い下げによってカバーするというようなことで、国有林を払い下げるということはやはり問題

になると思う。そういうことであればや

うような点から考へた場合において、むしろ公有林に対する取扱いとか政府の行政的な態度を、今までよりも高められるようなどろに方向を持つていかなければならないのじやないか。ですからこういうような危険が絶対ないとはいえないと思う。この点は今回の改正の中において、森林の中における一つの大きな要素的なものがそういう点から崩壊するえられますので、今後公有林に対する林野当局の行政的な態度をこの際明確にしてもらいたいのです。

○石谷政府委員 御説のように確かに公有林に対しまして非常に荒廃の度が激しいということは私どももよく存じておるわけであります。三百五十万町歩の全公有林野の中において、非常に荒廃の進んでおるところが決して少くないのです。この点につきましては、林野当局といたしまして、現

在公有林野調査会というものを設けて、いかなる施策をどのように打ち立てて進めていかなければならぬかと

いうことを中心に研究をしておるような状況でございまして、今後農山村の振興対策をとつて参る上におきましては、公有林野の持つ経済的な意義は次第に高まってきつつあるという現状からいたしまして、私どももいたしまし

ても、今後林野の施策の最重点項目の一つとしてこれを取り上げていく、かように考へておるわけであります。

○芳賀委員 今年度の林野関係の予算の中でも、林木の品種の改良ということが一つの特色に取り上げられておるのですが、今度の森林法改正とこれは

より別の角度で地方財政に対する国の売り払いを通じて役立たしておるとおなじく、森林の中における一つの大きな要素的なものがそういう点から崩壊する行政的な態度を、今までよりも高められるようなどろに方向を持つていかなければならないのじやないか。ですからこういう

うような危険が絶対ないとはいえないと思う。この点は今回の改正の中において、森林の中における一つの大きな要素的なものがそういう点から崩壊する行政的な態度を、今までよりも高められるようなどろに方向を持つていかなければならないのじやないか。ですからこういう

ういう危険が絶対ないとはいえないと思う。この点は今回の改正の中において、森林の中における一つの大きな要素的なものがそういう点から崩壊する行政的な態度を、今までよりも高められるようなどろに方向を持つていかなければならないのじやないか。ですからこういう

い、こういうことから育種事業、林木の品質改良事業というものを取り上げた、こういう経緯でございます。ことしはほんの端緒でございまして、きわめて不十分なものでございますが、一応私たちのこの事業推進の目標といつたしましては、全国を七つの地区に区分いたしまして、それぞれの地区的代表的な個所に一ヵ所ずつの国営の育種場を設けたい、かように考えておるわけでありまして、この育種場におきましてはいわゆる交雑育種等の方法によりまして新品種の作出を考えて参ると、いうことと同時に、外国樹種の導入の試験あるいは適用の試験というようなものをいたしまして、できるだけ適用範囲の広い優良な外国樹種というものをそこで選抜いたして参る、そうして新木になるものをそこで養成をして参る、こういうことを考えております。あわせまして各都道府県におおむね一ヵ所ずつ原種苗畠というものを作りましてそこで園芸の育種場で増殖されましたものをさらに増殖をして参る、こういうふうな仕事をやって参りました。かのように考えておるわけでございまするが、ただ林木のように長いこと天然のままに放置されておりまして、そういう問題からとつかかって参ります前に、現在あるものの中から品種の優良なものを選びまして、精英樹と申しておりますが、そういうものを中心にしてあるいはさし木、継ぎ木など、そのまま継承させながら増殖をしていくというような方法も実はあるわけでありまして、各都道府県ごとに設けよ

うと考えておりまする原種苗畠におきましては、選抜されました精英樹を中心にしてこれらの増殖をはかつて參る。こういうふうな仕事をとりあえず年度の予算におきましても一応現在の林業種苗法によりまして母樹林が制定されておりますが、これらの母樹林にかわるに採種林の指定というものをやつて参りたい、これは大体二万町歩ずつ五ヵ年計画で十万町歩というものを予定をいたしておるわけであります。それから精英樹の選抜を実施して参り、これらの中を親木といたしまして増殖するため必要な若干の施設をして参るということでやつておるわけでござりますが、これは国有林野事業と一般の民有林の造林事業等を並行的に進めまして、両者が有無相通じながらこの仕事の完成を期して参りたいということ考え方でございまして、七ヵ所の国営育種場の中で国有林野事業特別会計で大体三ヵ所程度を予定し、一般会計で大体四ヵ所程度を予定しておるということをございまして、本年度いたしましては国有林野事業特別会計で北海道地内に一ヵ所と、茨城県の水戸郊外の笠原という地区に一ヵ所、それから一般会計予算におきまして熊本県下に一ヵ所、これらの育種場の整備を予定をしておるわけであります。

ですから単に広葉樹を無制限に、適切な時期を問わなくて切りたい場合には全塑性切つてもかまわないというような思想の上に立って法律を改正する場合においては、やはり広葉樹の天然林なんかが相当多いと思うのですがそういうものの制限緩和して伐採させるといううことは、林木の品質改良とか成長度の高さの上に立ってこの広葉樹の伐採制限を緩和するということであればこれはまだ話がわかるのですが、そういううちはらはらなもののが何もなくて、ただ広葉樹の場合においては自由に切つて山を丸裸にしてもかまわぬのだというような、そういう印象を一般に与えるという危険が非常に多いと思うのです。現在の国内における用材の需給の状況からいっても、どうしても成長度が需要に追いついていかないということは長官が言われた通りなのですから、やはり天然林を人工林に転換するとかいうような林相の転換とか、品種改良とか、あるいは林木の育成に対する高度の技術をそこに注ぐというようなことがやはり森林法なら森林法の改正の中に明確になって、これが改正点であるというようなことであれば、われわれとしても全面的にそれを支持することができるのですが、今回の改正はそういう点が非常に抽象化されておつて非常に不正確で、むしろ林業政策の後退促進すべきでないかというふうに考えら私はもう少し現在における林野の近代化された行政構想というものとこの長官が明らかにされて、この審議を中から感じられるわけなのです。そういう危険が多分にあるのです。ですか

られてので、こういう点に対してもう少し具体的な考え方を述べてもらいた方がいいのじやないかと思います。
○石谷政府委員 私の方といたしましては、ただ単に広葉樹に対しまる用意的探制限を取りはずしましてあとは野放しにする。こういうような意味ではなくないわけでございまして、やはり実態的に申しまして過去五年はあるいは短かいというふうに相なるかと思いますが、現にやつて参りました仕事の実態にかんがみまして、さらに広葉樹利用といふものと裏づけておりまする消費の流れを見きわめまして、一応そういうところのものははずしても害はない、むしろそこで生み出される余力をかって一番問題のある針葉樹の伐採いたる制限の運用に当つて參りたい、こういうことなのでござります。そういうことで発足いたしまする広葉樹に対しまする制限制度の取りはずしてございますが、そのことのもたらす意味と申しますか、ただいま申し上げましたようになると來は、広葉樹天然林を伐採いたしましたのちに新しく針葉樹の幼材稚林を作り上げて参るということが、いわば将来の需要増大に備える一番手近な有力な方法だ、かように考えて一千百万町歩の造林地の確保ということを最終目標といたしまして、一応三十一年度から仕事をやつておるわけでござりますが、なかなかそこまで追いつかぬという問題につきまして、品種の改良事業等を取り上げて参るということを申し上げたわけであります。そこで改めまして、再造林をされる対象という

ものに對しましては、いすれもこれは
できるだけ諸害に對して抵抗性の強
い、しかも成長の早い樹種を入れて參
りたい、品種を入れて參りたい、かよ
うなふうに考えておるわけでございま
すが、

〔毎山委員長代理退席、委員長着
席〕

もう一点の問題といったしまして考えな
ければならぬことは、いわゆる林種転
換とか林相改良とかいう仕事は、從来
天然林であったものを切りまして人工
で植栽して參るということでございま
す。しかもこれらの事業の行われます
る環境も、比較的不便な地域に、しか
もある程度まとまって行われるということ
になるわけでござりますので、從
いましてこれらの造林事業というもの
をやって参りまする場合に、從来の植
林の問題と多少技術的に困難を伴うよ
うなことに相なつて參るということが
一点と、それから相当まとまつた面
積、地域というものが同時に造林地化
されるということになりますると、い
わゆる自力造林ということだけでは、
その跡地の造林がなかなか進みかねる
ということのために、やはり新しく造
林事業の計画推進のための資金の確保
をはかつて参る必要が出て参る、私ど
もかように考えておるわけでございま
するが、かりにこれらのものにつきま
して民間の資金導入というものを計画
して参るということにいたしまする
と、あくまでもこれはできるだけ短伐
期に有利なものの生産が行えるとい
うことになりませんと、資金導入のきつ
かけら得られない。このためには、
ただいま御説明申し上げましたような
資金導入とというようなことが非常に効

果を持ってくるのじゃないか。こういうところに問題を集約いたしまして今後の造林推進をはかつて参りたい、かように考えておるわけでございます。
○芳賀委員 私どもは、この森林法に對しては非常に社会性の高い、公益行政を持った法律であるという認識の上に立つて、やはり森林法を中心にして今後の森林行政を進めていくべきだという考え方方に立つておるのであります。ですから、これがいささかも改悪と見られるような方向に向くことは、これはあくまでも避けなければいかぬと考えて、この点を強調しているわけなので、もう一つは今後の改正によつて、たとえば広葉樹の伐採が非常に無計画、無制限に行われるとしても、これはもう一つ、森林法との関係ではありませんが林道ですね、法律の改正だけやつて広葉樹は切つてもかまわぬといふことになつても、奥地における開發というものは林道開発というものが進んでいかなければ、奥地林は考齢期に達しても伐採はできない。それで里山というような手近なところだけが、非常に用木が伐採されるというアンバランスの傾向がどうしても出てくると思つのですね。ですから、やはり一面林道開発とかそういう問題も積極的に進めていかなければ、この法律だけ改正してこれでうまくいくということには絶対ならないと思うのです。本年度の林道関係の公共事業費等を見ても、それはどこの広葉樹の伐期を早めてそうして樹種転換をやるというような、そういうねらいを持った意味の林道開発ということは何ら考えられておらぬようにならぬのですが、その点がいいかがですか。

○石谷政府委員　過去五九年の実績をどう見ておられますか
開設を見まして、いわゆる既開発の森林状態に相なつたものもあるわけであります。しかし現地であります場合の一つの手がかりは、現在上に過伐度が進まないということころに於て、一応の目標を置きまして予算要求をしておるわけですが、それにもかかわりませぬなかなかそのことから達成し得ておらない。逐年既開発林に対する伐採の依存度というものが非常に大きくなつて、いわゆる海賊伐の促進といふことを結果するようになつておらぬといふことは、非常に問題があろうかと思うだけございます。そこで一本林道がまずつくことによりましてその奥地が開發されることしか指向されおらないといふことは、その奥地が開發されるような情勢とうものが出て参ることによつて林道を開設されるというような意味合いにきまして、これらの関係はうらはらに相なろうかと思うわけあります。が、私どもいたしましては、広葉樹の伐採が行つて、荒れ山ばかりができるということではございませんけれども、そよりまして、先ほども御説明申し上げましたように、決して急速に伐採がなされた頃と同様な手続が省かれることになりました。つまりして、広葉樹用材林が若干でもありますことはむしろ林道施設の

○若賀委員 林道の問題ですが、昨年はうなものが早目に開設される契機に相なるのじやないか、こういうような若干の期待すら持つているわけであります。

森林開発公団ができたんですが、発足当時は見返り円資金に依存して公団経営をやっていくということでありました。が、現在は政府の方針も、余剰農産物の受け入れに対する国民的な不評の前に第三次協定は中止するということになつてるので、見返り円資金依存の公団といふのはそれぞれ方針を改めなければならぬような事態に立ち至つてゐるわけですが、森林開発公団の場合はその後どういうような事業の進展というか、推移をたどつてあるのかどうか、この機会に説明してもらいたいと思うのです。特に愛知用水公団のときは、大きな国費を使って今何をやっているかわからぬという点を、この機会に説明してもらいたいと思うのです。ですからこの機会に、森林開発公団といふものが果して所期の期待とか、目標に向つて進行しておるかどうか、その点はいかがですか。

○石谷政府委員 概要御説明を申し上げたいと思います。昨年の七月十六日に設立をされましてから、直ちに早期に事業着手の目標のもとに機構の整備なり、あるいは人員の配置、公団の事業運営をして参りますために必要な諸規定等の取りそろえなどいろいろなことが鋭意やつたわけでございますが、その結果いたしまして本所を東京都に譲り、さらずに支所を奈良及び徳島に設まして、林野庁並びに関係都道府県の優秀な要員を優先これに配置いたしました。そして事業の実施態勢を整備して参

た、こういうような状況でございま
す。一方これらのこととともに、事業の
着工のために必要な準備を進めたので
ございまするが、何といましても計
画路線につきましての設計を進めて参
る必要があるということと、もう一つ
はこの事業の成否を決しまするいわゆ
る受益者各個の賦課金、こういうもの
を公正妥当に算出いたしまするために
は、受益地域の画定をする必要があ
る、同時に受益地内の森林の現況を正
確に把握する必要があるということ
で、こういう仕事はあわせてやつて
参ったわけでございます。同時にやは
り工事に着工いたしまする前に、受益
者の負担すべきものにつきましては十
分に了解を求めて、慎重な上にも慎重
を期する必要がある、かように考えま
してやつて参ったわけでございまする
が、目下の状況といたしましては、明
年度予算で昨年の十一月に着工いたし
たものを手始めに、本年の三月末まで
計画路線三十二路線の中の二十一路線
の着工を終えたわけでございます。そ
れらの関係につきまして一応三十二路
線全流域を合せまして八十一・四キ
ロ、これが三十一年度の当初の事業計
画であつたわけでございますが、これ
に対しまして二十一路線七十九・二キ
ロ計画に対しましては九二%の着工率
という状況に相なつておるわけでござ
いまして、これらのものは早いものは
五月、おそいものにつきましても大体
本年の十月には完工する。引き続きま
して大体一路線を二年計画でやつてお
るわけでございますが、三十二年度計
画の事業に引き続きまして実施に着手
をいたす、こういう状況でございまし
て、一応職員の関係につきましても、

この公団法の審議のときにいろいろと御説明を申し上げました計画人員百二十名、ちょうどそれに見合う百二十名の要員を本所並びに支所に配置いたしまして、事業の指導並びに実行に当つておるわけでございます。

○芳賀委員 開発公団の内容に対してはまた別の機会にいろいろお尋ねしたいと思いますが、次に先ほど長官から、この国内の用材の需給関係から見てどうしても相当量外材に依存しなければならぬけれども、しかし今の実情から言うと一千万石程度ですか、それ以上のものを輸入することは困難であるという話がありました。この際日本の国交が正常化したということを機会にして、ソ連とわが国との間ににおける木材関係の交渉というものははどういうことに現在なつておるか。また将来どうしようというふうにお考えになつておるかという点をお聞きしたいのです。これは歴史的ないろいろな経緯もありますし、特に戦前わが国の領土であった樺太の南半分は特にペルム用材の給源地であつたという歴史も持つておつたわけですから、日ソ国交の回復に伴つてこれは単に漁業問題に重点を置くということだけではないと思うのです。この際そういう林業の関係における日ソの国交回復に伴つた問題の処理等に対しましては、長官はどういうふうにお考えになつておるか。

○石谷政府委員 一応一千五百石前後というのが現在並びに将来にわたつての外材への依存度であろうと申し上げたわけですが、その中のほとんど八割というものが南洋材でございます。残りがいわゆるソ連材、米材、カナダ材というようになつておるわけでござ

よつて、木材は昭和三十一年度におきましては大体六十万石程度という予定でございます。ソ連材の問題でござりますが、何といいましても国内において現在需給の逼迫しておりますものには、針葉樹でございます。また現在の国内の木材に対する各産業の消費構造と申しますか、そういうものからいたしましても、ほとんど九割近くは針葉樹でございます。そこでこれらの給源というものをできるだけ手近な地域に求めるいたしますと、ソ連サガレン地域以外にはないということでございまますし、またソ連側といたしましても、これを他地域に出すということになりますと、日本ほど有利な市場はないということに相なるうかと思うわけでござります。そこで昨三十一年度におきましては年間約二十二、三万石、前年の三十年度におきましてはたしか七、八万石程度入ったわけでございまして、二十九年度に八千石ばかり見本輸入いたしまして、それを契機に多少入っておる、こういう状況でございります。

けでございまして、三十一年度あたりは少くとも六、七十万石のソ連材輸を期待したいというのが私どもの本意でございます。ところが御承知のように、現在のソ連地域の積出港はずと北に寄った地方のマゴ、ラザレフ、いう二つの港があるだけであつまして、これらの港を相手にいたしまして取引をいたすということになりますと、船の就航し得ます期間が年間百日というような非常に短い期間に制約されるということが一つの問題であります。おそらく海洋いかだ等を併用いたしまして満度にやるといたしましても、この二港の開設では年間百万石以上はとうてい期待し得ないというのが現状であろう。従いまして今後この問題を取り上げまして、ソ連地域からの木材輸入を考えるために、新しい事業地区創設とあわせまして積出港をずっと南の方に設定をしてもらおうとが、輸入量の増大を考えます場合の不可欠の要件であるというふうに考えております。戦前にはそのような方面的の取引の実績も実はあつたわけであります。私どももいたしましては、何と言いましても相当大量な針葉樹について需給に大きなギャップがあるという現状でもござりますので、御指摘のようにお地開発の問題も十分に進みかねておる現状に照らしましても、ソ連材の輸入につきましては極力これを要請いたしたいと考えておるわけであります。

心に折衝したり、今年においても漁業問題を中心にして五十数日をこれに費してゐるわけです。ですから漁業問題の次の比重としては、林業の問題が相對的に大きな比重を持つものだと考へるわけです。この点に対してもはいすれ井出さん農林大臣の出席を求めて——井出さんは魚よりも林業関係ですから、抱負のほどを私は聞きたいと思っておるのであるが、やはり林野廳長官も水產廳長官に劣らぬくらいの見識を持っておると私は思いますから、國際的な脚光をあびてこの外材問題に対してもう少し画期的な新しい機軸を開拓するというような大きな構想の上に立った施策を打ち出すべき時期だと思うのです。国内においては特に今後の日ソ友好の中に於ける受け入れ態勢ができるとすればなおさらでありますから、この点に対しては特に今後のおい、林業問題の発展といふものが国民的な期待の一つでもあると考えられるので、この点に対するは時にこの機会に私は意見を申し上げておきます。

当初から処理し得られるというふうに考えておりましたものは、国有林につきましては約六千万石という数字であったわけでございまして、この数字に基きまして、最初は二十九年度発いたしました年の計画によりますと、大体三十一年度までの三ヵ年間で、一地域にかなり多くの風害木が発生しておりますという状態が明らかになりましたので、その後この計画に基づいて参りましたので、それ以後の計画でこれを処理するというふうにいたしましたので、その後この計画で、いわゆる風倒れいたしておりますものを伐出いたしまして、これを売却払う、あるいは貯材をする、内地の市場に持ってきてこれを処置する、というふうないわゆる直接的な仕事につきましては、昭和三十一年度をもちましては、昭和三十一年度をもちましては、昭和三十二年度の処理材として持ち残されておる、こういう状況でございまして、残りの一九%というのがあつたわけでございまして、おおむね数量的に申しますと、用材、薪材合せまして未処理材は立木石数で約千百万石でございます。北海道内七十六管林署の管内に風倒被害があつたわけでございまするが、これが一応三十一年度末でうち七十署分は片づきました、あとの六署というものについてただいま申し上げました全量の未木枝条があるわけでございまして、こういうことでございます。同時に、一応整理いたしましたあとで、一九%の処理を三十二年度中に実施をする、こういうことです。北海道内七十六管林署は片づいたわけですが、これがあつたわけですが、これが一九%の処理を三十二年度中に実施をする、こういうことです。北海道内七十六管林署は片づいたわけですが、これが一九%の処理を三十二年度中に実施をする、こういうことです。

に字生するにすすめます。それで、これらのものの二次利用というのも考えまして、これも三十一年度で一応完全に終るというような状況で進捗をいたしておるわけでございます。ただいま申し上げたのでござりまするが、これらの処理を適切にやって参りまするためには、やはり道内に滞留いたすものを極力少くいたさければならぬというような見地からいたしまして、道内の長期貯材の態勢を確立いたしますることとあわせまして、道外にこれを持ち出して内地の市場に売り払うということをいたしたわけでござりまするが、一応三十年度、三十一年度におきまして約六百万石の道内過剰材があつたわけございまして、このうち二百六十万石につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、道外にこれを持ち出して、処理をいたしましたわけでございます。残りのものが道内の各地に陸上あるいは水上貯材をいたしまして、適当に必要量を売り払っております、こういうやり方をいたしましたわけでございます。

りましたこの風害跡地の火災の問題でございますが、三十一年度におきましては、まことに好都合に山火皆無という新記録を作つたのですが、ございましたが、三十二年度におきましては約二十五件でございます。六百二十町歩くらいの地域に二千万円程度の被害があつたのでございますが、本年度は各地に山火事が発生いたしておりますが、幸いに現在までのところ北海道地域はまだ異常乾燥の状況ではない、時期的にそうでない関係もあると思いますが、火災の発生を見ないような状況でございます。

それからこれは大体跡地をどうするかという問題でございますが、二十五万町歩の風倒跡地につきまして、三十一年度からこれらの一わゆる造林計画を実施に移しておるわけでございまして、そのうちの四割に相当いたします十万町歩は人工植栽で、残りの六割は天然更新補整と申しますが、天然更新の助長作業をやることによりましてやつて参りたいということで、人工造林によりまするものにつきましては三十一年度からの六ヵ年計画、それから天然更新によりますものは三十一年度からの四ヵ年計画で完了するということでやつておるわけでございます。三十一年度におきましては五千町歩の人工造林と二万町歩の天然更新による更新の完了をいたそうという状況でござります。

このことによりまして、木材価格にどういう動きがあつたかということでおまつりましたこの風害跡地の火災の問題でございましたが、三十一年度におきましては、まことに好都合に山火皆無という新記録を作つたのですが、ございましたが、三十二年度におきましては約二十五件でございます。六百二十町歩くらいの地域に二千万円程度の被害があつたのでございますが、本年度は各地に山火事が発生いたしておりますが、幸いに現在までのところ北海道地域はまだ異常乾燥の状況ではない、時期的にそうでない関係もあると思いますが、火災の発生を見ないような状況でございます。

○芳賀委員 次に昨年の冷害対策の一環として、被害農家に対する自家用薪炭材の売り払い、あるいは営業用薪炭材の売り払いを国有林の中から行われたわけであります。その点に対してもは、実は昨年の前国会のときにも当委員会において取り上げた問題ですが、いつの場合にも被害農家に対する自家用薪炭材等の一括払い下げをやる代金の価格が業者に対する払い下げ代金よりも高価であるというところに非常に現地における問題があるのです。それで昨年私どもは林野庁に所見をただしましたときににおいては、この不合理は規定の改正によつて是正するというような当時答弁があつたんですか、いまだにその改正のあとが見られないようになります。ただこの取扱いは、業者に売り渡す場合においては一応企業利益を見て、それを控除して払い下げをする、それから自家用の場合においては企業利益というものを見ないということによつて価格差ができると思うのですが、とにかく災害を受けた農民等に対する地方公共団体等を通じて一括払い下げをやる場合における、しかも国有林の立木の払い下げ代金が、營利を目的にする業者の場合よりも高いということはどうしても不合理だと思う。この点の是正というのはやはり当然行なるべきものだというふうに考えるんですが、いまだにその規定の改正等がやれないといふことはどこにその原因があるか、この機会に明らかにしてもらいたいと思います。

災害等によりまして災害救助法の発動されるような場合におきましては、公共施設を緊急復旧するというようなものについては、対価の五割までの減額をして売り払うことができる、こういうことで実施するのが唯一の道でござります。従いまして、あくまでも現行法のもとにおきましては、国有林野の産物の一般売り払いの場合は、いかに相手方が被害を受けられた農民でありますても、あるいは薪炭業者でありますても、いわば相手方をいたしまして売り払いの場合の価格をかげんする要素というものはないわけであります。そこで同一の人が家用用の薪炭の原料として林産物の売り払いを受けられるというような場合におきましては、その人が業としてその材料を必要とされるものは、随意契約で売り払います場合の予定価格を算定いたします場合に、当然一定の企業利益を差し引くことになります。そこでこれがかなり隨意契約でなくして、指名競争入札、あるいは公入札ということになりますと、競争の結果その価格よりも高いものが現出するといふこともしばしばあるわけでありまして、そういう場合におきましては、予定価格の計算上差し引いております企業利益といふようなものは実態的には何も意味を持たないということになるわけであります。双方が随意契約で売り払うという場合におきましては、自家用の場合には最終消費だということで、これをもとにして加工し営業するという材料だということにならぬ関係で、なかなか現行法では引けない、こういう一つのなかなか突き破れない障壁がある。従いまして、同一人の場合でありますて

も、それが営業用のものとして売り扱われる場合におきましては差引関係がありますが、そうでない自家用のものとして消費される場合においては差し引かない、こういうわけでありますので、特別に業者売り払いの場合に差し引いて一般のそういう方々の場合に差し引かぬというのは、こういうことからきているわけであります。

○芳賀委員 現在の規定ではそうなつているところに問題があるんですから、これを改めればいいでしよう。絶対改正できないというものじゃないと思うのです。ですからどこをどう改めれば、そういう、一般がどうも了解に苦しむような——特に被害を受けた農民等が、地元の国有林からたとえば自家用薪炭材の払い下げを受けるという場合に、利潤追求を目的にした業者に対する売り払い代金よりも単価が高いということは、やはり現地の被害農民等は納得できないですね。国民の共有の財産である国有林の払い下げを行ふ場合において、營利を目的とする特定業者に対しては利潤まで見て安く払い下げをしておって、被害を受けて一年間の収入も全くとだえたというわれわれ被害者に対して売り渡しを行ふ場合に、業者より高いといふのははどういうわけかということは、長官といえども納得のできるような説明はつかないと思うのですよ。ですからこれはやはり規定の不備とか欠陥だと思うのです。ですからこういう点は率先して改める点は改むべきだと思うのです。それが何も国の大きな損失にはならないと思うのですよ。被害を受けた国民に対し、少しでも国の配慮を浸透させるという点から見ても、これは当然改正す

